二　第三条第一項第二号の算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「及び平成二十九年度省令第三条第一項第二号（平成二十九年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」とあるのは「、平成二十九年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及びこの項」と、「及び平成二十九年度省令第三条第一項第二号及びこの項の」と、「（平成二十九年度省令第三条第一項第二号」とあるのは「（平成二十九年度省令第三条第一項第二号及びこの項」と、「当該過大に算定された額の合算額」とあるのは「当該過大に算定された額の合算額（平成三十年度において返還すべき額を除く。）」と読み替えるものとする。

2　前項の規定によって算定した平成三十年度三月震災復興特別交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

3　前項の場合において、平成三十年度三月震災復興特別交付税額から減額することができない額の措置については、別に省令で定める。

（平成三十年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期並びに算定方法等の特例）

第六条　第一条、第二条及び第四条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、平成三十年九月及び平成三十一年三月以外の月において、平成三十年度分の震災復興特別交付税の額を決定し、交付する。

2　第三条及び前条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、平成三十年九月及び平成三十一年三月以外の月において、平成三十年度分の震災復興特別交付税の額を加算し、減額し、及び返還するものとする。

（平成三十年度震災復興特別交付税額の一部を平成三十一年度において交付する場合の算定方法等）

第七条　法附則第十二条第一項の規定により、法附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額の一部を平成三十一年度分の地方交付税の総額に加算して交付する場合における、地方団体に対して交付すべき震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び交付時期並びに震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還については、別に省令で定める。

（意見の聴取）

第八条　普通交付税に関する省令第五十五条の規定は、法附則第十五条第四項において準用する法第二十条第一項及び第二項の規定による意見の聴取について準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

一	
（一）	砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十四条第二項の規定による負担金
（二）	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項の規定による負担金
（三）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第五条の規定による負担金
（四）	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第一項の規定による負担金
（五）	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十条第一項の規定による負担金（三陸沿岸道路整備事業又は相馬福島道路整備事業に係るものに限る。）
（六）	道路法第五十条第二項の規定による負担金
（七）	海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二十六条第一項の規定による負担金
（八）	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六十条第一項の規定による負担金（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業に係るものに限る。）
（九）	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項又は第十一条第四項の規定による負担金
（十）	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第五条の規定による負担金
（十一）	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項の規定による負担金
（十二）	東日本大震災復興特別区域法第五十六条第九項の規定による負担金
（十三）	福島復興再生特別措置法第十条第四項（同法第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項（同法第十七条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第四項（同法第十七条の十三第二項において準用する場合を含む。）又は第十六条第五項（同法第十七条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による負担金

二	
（一）	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項又は第二項の規定による負担金
（二）	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第二項の規定による負担金
（三）	道路法第五十条第一項の規定による負担金（一の項（五）に掲げるものを除く。）
（四）	高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一項の規定による負担金
（五）	河川法第六十条第一項の規定による負担金（一の項（八）に掲げるものを除く。）
（六）	福島復興再生特別措置法第九条第四項（同法第十七条の八第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第三項（同法第十七条の十第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第四項（同法第十七条の十一第二項において準用する場合を含む。）又は第十五条第四項（同法第十七条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定による負担金

三	
（一）	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十一条の規定による負担金
（二）	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条の規定による補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
（三）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第四条第一項の規定による負担金
（四）	森林法第四十六条第二項又は第百九十三条の規定による補助金
（五）	義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条又は第三条の規定による負担金
（六）	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による負担金
（七）	警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものを除く。）
（八）	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十九条の規定による負担金
（九）	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第七条第三号、第十一条第一項又は第十六条第一項の規定による補助金
（十）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十二条の規定による補助金
（十一）	震災特別法第七条の規定による補助金
（十二）	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律第六条の規定による補助金